

2019年5月23日

北海道大学

総長職務代理 笠原 正典 様

北海道大学教職員組合

執行委員長 瀬名波 栄潤

団体交渉（継続）の申し入れ



1. 現行ルールである「非正規職員の雇用年数等の見直しについて（教育・研究従事者及び病院の診療等従事者を除く）」（2012年12月25日役員会決定）に上げられている「1）障害者を雇用する場合」及び「2）②地域性や特殊な技能・免許等を必要とする職種で代替者を得られない場合」といった「特例」の対象者以外であっても、北海道大学の教育研究力の強化という観点から「5年を超える労働契約更新」に道を開くような、新たな制度設計を検討すること。このことに関連して、前回の団体交渉（3月8日）以降における大学側の検討状況及び今後の検討方針等について明らかにすること。

2. 前回の団体交渉では、大学側は物理的な理由で改正労働契約法の無期転換ルールと北大の方針に関する説明会の実施に難色を示しつつ、非正規職員の雇用手続き、労働条件に関する学内での共通認識はあるとし、その証拠として各部局の人事担当にマニュアルを配布し、労働条件通知書等のモデル文書も付していることを明らかにした。その上で、各部局が統一的な対応をしているかどうかの確認は、必ずしも取れていないことを認めたと受け止めている。その後、「職員就業規則及び過半数代表者関係」のページに掲載されている「有期労働者の皆さんへ（＊採用・更新の際にご一読ください）」の参照を労働者に促すような取り計らいも措置され、そこでは「当該雇用年数の取り扱いを含め、労働条件等について疑問点等ございましたら、各部局人事事務担当者までお問い合わせください」と記載されているものの、丁寧な説明からは程遠いのが現実である。以上より、大学側が作成しているマニュアル等の開示と説明会の実施を改めて要求する。

以上